

生成 AI チャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの 構築・運用業務委託事業者選定公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本要領は、呉市（以下「本市」という。）が大和ミュージアム 1 階エントランスで実施する「生成 AI チャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの構築・運用業務」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。既存の SONY 製タッチ対応モニター及び HP 製 PC の活用を原則とし、OS 更新・接続等の環境整備を構築・設置業務に含める。ただし、提案限度額内での新規機器導入も認める。

2 業務概要

項目	内容
業務名称	生成 AI チャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの構築・運用業務
業務内容	別紙「業務仕様書」及び「要求事項確認表」による。両者を併せて本業務に求める条件とする。
設置場所	大和ミュージアム 1 階エントランス（広島県呉市宝町 5 番 20 号）
履行期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで。構築・設置・動作確認は同年 3 月 16 日（火）までに完了すること。
提案限度額	<p>システムの構築・設置に係る提案上限額は、3,174,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。</p> <p>※当該金額には、既存 PC のサポート対象 OS への更新、必要なライセンス・ドライバー・ブラウザ及び周辺機器の整備、既設有線 LAN への接続及び必要な通信設定、必要に応じた新規機器の調達、システムの設計・構築・設置・設定、初期データ整備、動作試験、操作研修等、構築・設置完了までに必要な一切の費用を含めること。</p> <p>※令和 8 年度運用費は上記提案上限額に含めず、別途見積額を提出すること。ただし、当該運用費は本業務の契約対象に含める。</p> <p>※構築・設置費が提案限度額を超える場合は無効とする。</p> <p>※令和 9 年度以降は予算措置を前提として別途契約するものであり、契約締結及び相手方を確約するものではない。</p> <p>※令和 9 年度における契約は、令和 9 年度予算が成立し、配当を受けた後に執行する。予算が成立しない場合は、本市は契約を締結しないものとする。また、このことにより損失が生じる場合も、本市は損害賠償の責任を負わないものとする。</p>
翌年度以降	令和 9 年 4 月以降の本稼働・継続運用は今回の契約対象外とする。令和 9 ～令和 13 年度の 5 年間について各年度別見積りを別に提出すること。
支払い	<p>委託料は、構築・設置費及び令和 8 年度運用費に区別して支払う。</p> <p>構築・設置費については、当該業務完了及び本市の検査合格後に、令和 8 年度運用費については、契約期間満了後の履行確認及び検査合格後に、それぞれ支払うものとする。</p>
選定方式	公募型プロポーザル方式

3 スケジュール（以下記載の日時は予定であり、変更が生じる場合がある。）

手続	日時
公募開始・資料配布開始	令和8年10月30日（金）
質疑受付期限	令和8年11月 5日（木）午後5時
質問回答予定日	令和8年11月10日（火）
参加表明書提出期限	令和8年11月12日（木）午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年11月27日（金）午後5時
プレゼン・選定委員会	令和8年12月中旬頃
選定結果通知・公表	令和8年12月下旬頃
契約締結	令和9年 1月上旬頃

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、契約締結までの間に次の要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 過去5年間に、本業務と同種または類似の業務委託の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、指名停止処分の措置を受けていないこと。
- (4) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 事務局・書類提出先

事務局	呉市産業部観光振興課企画グループ
所在地	〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号（市役所本庁舎5階）
電話	0823-25-3180
FAX	0823-25-7592
E-mail	kankou@city.kure.lg.jp

6 配布資料（配布期間：令和8年11月27日（金）午後5時まで）

資料は呉市ホームページで配布する。資料構成は次のとおり。

- (1) 本「公募型プロポーザル実施要領」
- (2) 別表1「選定評価基準表」
- (3) 別紙「生成AIチャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの構築・運用業務仕様書」
- (4) 別紙「要求事項確認表」
- (5) 様式1「質疑書」、様式2「参加表明書」、様式3「業務実績調書」、様式4「企画提案書の表紙」、様式5「見積書」、様式6「辞退（取下）届出書」

7 質疑の受付・回答

受付期間	令和8年11月5日(木)午後5時まで。
提出方法	<p>1 質疑書(様式1)を事務局へ電子メールにより送信すること。 なお、電子メール以外での提出は受け付けない。 事務局メールアドレス：kankou@city.kure.lg.jp</p> <p>2 電子メールの標題に「(プロポーザル)生成AIチャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの構築・運用業務に係る質疑書」の文字列を入力すること。</p> <p>3 送信後、事務局に電話をして受信を確認すること。</p>
回答予定日	<p>令和8年11月10日(火)</p> <p>1 受付期間中の質問全てに回答した一覧を作成し、呉市ホームページに質疑に対する回答を公表する。類似する質問は、まとめて回答を作成することがある。また、質疑の内容により回答できない場合がある。</p> <p>2 質疑者の事業所名や氏名等は公表しない。</p> <p>3 質疑に対する個別の回答は行わない。</p> <p>4 回答に対する問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。</p>
備考	呉市ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8 参加表明書等の提出

受付期間 及び時間	令和8年11月12日(木)午後5時まで。(土曜日・日曜日・祝日を除く)
提出方法	事務局へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は配達完了が確認できる書留郵便に限る。)により提出すること。
提出書類	<p>次の書類を各1部提出すること。</p> <p>1 参加表明書(様式2)</p> <p>2 会社概要を示す資料(任意様式) (会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、従業員数等を記載すること。会社のリーフレット等でも可とする。) ※共同参加の場合には全ての構成事業者のものを提出すること。</p> <p>3 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3) ※税務署で提出日前3カ月以内に作成されたもの。写し可。 ※共同参加の場合には全ての構成事業者のものを提出すること。</p> <p>4 業務実績調書(様式3)</p>

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限及び方法, 提出部数

提出場所	5に同じ
提出期限	令和8年11月27日(金)午後5時必着
提出方法	8提出方法に同じ
提出部数	正本 1部 (提案者名を記載したもの) 副本 8部 (略称やロゴマーク等を含む提案者名の記載がないもの) ※正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

(2) 提案書類

提出物	様式	特記事項
企画提案書の表紙	様式4	
企画提案書	任意	<p>A4判(A3判は折り込み), 横書き, 文字サイズは10.5ポイント以上とし, 文字等の色は指定しない。</p> <p>次のとおりの項目順に記載すること。</p> <p>①提案概要・実施方針・業務実施体制・業務工程表(導入目的, 特徴, 業務実施体制図(責任者, 担当者, 役割分担及び再委託先がある場合はその関係を含む。))工程, 主要なマイルストーン)</p> <p>②システム構成・機器方式(既存SONY製モニター・HP製PCの活用/一部新規/全新規の別, Windows 11 pro サポート対象OSへの更新とタッチ互換性, ブラウザ, 既設有線LANへの接続・通信設定, 外部サービスとの通信確認方法, 周辺機器, 設置安全性, 既存設備への影響, 機器の権利・保守)</p> <p>③サービス機能(生成AI対話, 言語別のテキスト・音声対応, 画像・地図表示, 公開画面の動線)</p> <p>④回答品質・コンテンツ管理(参照資料, 根拠確認, 誤回答・回答不能対策, 情報更新, ログの確認等)</p> <p>⑤アクセシビリティ・操作性(高齢者, 車いす利用者等への配慮, 視認性, 公開端末の操作性)</p> <p>⑥導入支援・研修(設置調整, 動作確認, テスト, 研修)</p> <p>⑦運用・保守・障害対応(令和8年度の履行範囲, 令和9年度以降の想定, 問い合わせ窓口・復旧)</p> <p>⑧セキュリティ・データ管理(ログ・音声・個人情報の扱い, 外部サービス, 権限・暗号化等)</p> <p>⑨追加提案・拡張性(令和8年度提案額に含むものと将来オプションを明確に区分)</p> <p>⑩見積書(令和8年度の見積りを「構築・設置費」と「年度内運用費」に区分し, 後者は3月16日~31日の16日間を共通見積期間とする。また, 令和9~令和13年度の5年間について見積書を提出すること。)</p>
要求事項確認表	別紙	<p>各要求事項について対応可否「○・△・×」, 代替方法, 提案書の該当ページ等を記入すること。</p> <p>※未記入又は不明瞭な回答は追加確認の対象とし, 期限内に適合を確認できない場合は選定対象外とする。</p>

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案は, 1者につき1提案とする。

イ 副本には, 表紙を含め, 会社名, ロゴマーク等の提案者が特定される情報を記載しないこ

と。

ウ 表紙及び目次を除いて、企画提案書には通し番号又はページを付すること。

エ 市販のA4判2穴ファイル等に編冊すること。その際、編冊した状態で、提案書の内容が読めるようにすること。また、提案書はホッチキス等で留めないこと。

オ 提出された企画提案書を受理した後、提案書類の差替え、追加、加筆及び修正等は認めない。

カ 企画提案書等提出を受けた書類は、提案者に返却しない。

10 辞退

参加表明書提出後に辞退をする場合は、令和8年11月20日（金）午後5時までに、辞退（取下）届出書（様式6）を事務局に提出（8提出方法に同じ）すること。

11 提案の無効・失格

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先、期限に示された条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 構築・設置費に係る経費が3,174,000円（税込）を超えた場合
- (4) 提案者が、本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に、本市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 提案者が、契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (7) 要求事項確認表の必須項目に「×」があり要求を満たせない場合、又は「△」の代替手法について同等以上の適合性が確認できない場合

12 選定・審査

- (1) 審査は、生成AIチャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの構築・運用業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、選定委員会は、非公開とする。
- (2) 採点は、本要領中の別表1「生成AIチャットボット機能を搭載したデジタルサイネージの構築・運用業務に係る選定評価基準表」（以下「評価基準表」という。）に基づいて行い、選定委員が採点した各項目の平均点の合計（95点）と価格点（5点）を足したものの得点が高い順から受託候補者及び次点候補者を決定する。なお、価格点は、「評価基準表」に定める算式により、事務局が算定する。
- (3) 応募が1者の場合においても、審査を行い、前項の合計点数が60点以上の場合は、受託候補者とする。応募者全てが60点に満たなかった場合は、再度募集する。
- (4) 選定委員会では、企画提案書、要求事項確認表、見積書及びプレゼンテーション等を総合的に審査する。
- (5) 要求事項確認表の必須項目については、審査に先立ち適合状況を確認する。必須項目に対応できない場合、又は提案された代替方法が要求水準を満たさない場合は、原則として選定対象外とする。ただし、同等以上の方法による対応は認めるものとする。
- (6) プレゼンテーションにおいては、提案するシステムの実機又は同等環境によるデモンストレーションを行うこと。なお、デモンストレーションには既存機器を使用することはできないため、事業者において、デモ機を持参しデモンストレーションを行うこと。またその際、Windows11 proへの更新方針、タッチパネルキットの互換性の確認方法、既設有線LANへの接続・通信確認方

法、マイク等の構成、動作試験及び、既存機器の適合性等に懸念がある場合は代替方法を説明すること。

デモンストレーションでは、生成ＡＩによる対話、音声入出力、画像・地図表示、回答根拠の取扱い、回答不能時の対応等、主要な機能を確認できる内容とすること。

なお、既存機器を活用する提案と、新規機器を導入する提案のいずれも、必要な機能、費用及び運用・保守の妥当性等を共通の基準で審査し、既存機器の活用・新規導入という設備構成の違いのみをもって加点又は減点しない。

- (7) プレゼンテーション及び質疑応答の実施時間、実施場所、参加可能人数その他必要な事項は、企画提案書提出者に別途通知する。

13 結果通知・公表

- (1) 選定委員会による選定結果については、参加事業者全員に通知する。また、選定結果の公表に当たっては、受託候補者を呉市ホームページ上で公開する。
- (2) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

14 契約手続

- (1) 選定委員会により選定された受託候補者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて変更・修正を行う。その後、両者協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）
- (2) 令和９年度以降の継続運用は、今回の契約に含まない。
- (3) 本市と受託候補者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は受託候補者が辞退又は本実施要領の規定に違反した等の理由により、業務を受託できなくなった場合は、次点候補者と当該業務委託について交渉を行う。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成１１年呉市条例第１号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、呉市産業部観光振興課がその対応を決定する。